指定児童発達支援事業所 指定放課後等デイサービス事業所 管理者 各位

静岡市長 田 辺 信 宏 (保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課)

障害児通所支援事業における常勤職員の有給休暇取得日の取り扱いについて(その3)

平素より、本市の障害福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和3年12月28日付け03静保健障推第3327号及び令和4年3月1日付03静保健障推第4113号にて通知したところですが、その後疑義が生じ厚生労働省に問い合わせた結果、一部変更がありましたので周知いたします。

記

## 1. 変更点

令和3年12月28日付け03静保健障推第3327号における「2.児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の取り扱いについて」の(例3)の追加及び追加に伴う(例3)~(例5)の例示のずれ

## 【従来の考え方】

定員10名、児童指導員2名(常勤)、保育士1名(非常勤)を配置する事業所で児童指導員等加配加算(児童指導員)を算定している場合

	1	2	3	4	5	6	7	8		4 勤	内	訳
※ 別娘は甘淮の1号										週務	基	加
※斜線は基準の人員		.1.	l.e	<u> </u>	_	ı	ы			間時	準	配
を示している	月	火	水	木	金	土	日	月	略	の間	人	
										計	員	
児 1 (常)	D	D	D	D	B	-	-	D		160	160	0
保 (非)	3	3	<b>3</b>	<b>3</b>	有休	-	-	3		95	95	0
児 2 (常)	1	1	1	1	B	-	ı	1		160	8	152
利用者数	10	10	10	10	10	-	-	10				
算定可否					×							

児童指導員等加配加算の算定について、5日(金)は基準人員の有給休暇等による不在のため、加配となる予定だった職員が基準人員となり、加配としては一か月あたり常勤換算0.9人(152/160)の配置となるため、児童指導員等加配加算は月ごと算定できないとしていた。

## 【変更後】

(例3) 【その日のみ算定不可】定員10名、児童指導員2名(常勤)、保育士1名(非常勤)を配置する事業所

	1	2	3	4	5	6	7	8		4 勤	内	訳
   ※斜線は基準の人員										週務	基	加
を示している	月	.I.e	_l.	木	金	土	日	月		間時	準	配
		火	水							の間	人	
										計	員	
児 1 (常)	1	D	(I)	D	D	-	-	D	略	160	160	0
保1 (非)	3	3	8	3	有給	-	-	3		95	95	0
児 2 (常)	1	1	1	1	B	-	-	1		160	(8)	<u>160</u>
利用者数	10	10	10	10	10	-	-	10				
算定可否	$\circ$	$\bigcirc$	0	$\bigcirc$	×	-	-	$\bigcirc$				

児童指導員等加配加算の算定について、5日(金)は基準人員の有給休暇等による不在のため、加配となる予定だった職員(児 2(常))が基準人員となる。このように基準人員の有給休暇等による不在のために加配要員が基準人員となる場合、基準人員でありつつも加配要員としての常勤換算に含むことができる。よって、月ごと算定不可とはならないが、その日については基準人員のみの配置になるため、算定不可となる。

児童指導員等加配加算及び専門的支援加算は、基本的には月での算定になるが、基準人員の有給 休暇等に関しては日ごと算定可否を判断する必要があることに注意すること。

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部

障害者支援推進課 自立支援係

電話: 054-221-1098 FAX: 054-221-1108 メール: shougai-support@city.shizuoka.lg.jp